

株式会社エーアイティー

定 款

2005 年 5 月 27 日 一部改定
2005 年 12 月 29 日 一部改定
2006 年 5 月 26 日 一部改定
2006 年 9 月 15 日 一部改定
2007 年 5 月 22 日 一部改定
2008 年 5 月 22 日 一部改定
2009 年 5 月 20 日 一部改定
2010 年 1 月 15 日 一部改定
2013 年 2 月 4 日 一部改定
2013 年 10 月 4 日 一部改定
2014 年 5 月 20 日 一部改定
2015 年 5 月 20 日 一部改定
2018 年 5 月 24 日 一部改定
2020 年 5 月 22 日 一部改定
2022 年 5 月 24 日 一部改定

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社エーアイテイーと称し、英文ではAIT CORPORATIONと表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンテナその他輸送用具の販売並びに輸出入
- (2) 紳士服、婦人服、子供服の販売並びに輸出入
- (3) 衣料、装身具及び身回品雑貨の販売並びに輸出入
- (4) 乾物の販売並びに輸出入
- (5) 化学品及び化学製品の販売並びに輸出入
- (6) 電気機器部品および関連包装資材の輸入ならびに販売
- (7) 日用雑貨、インテリア、家具、収納用品の販売並びに輸出入
- (8) エクステリア、DIY用品の販売並びに輸出入
- (9) 食品、化粧品、医薬品の販売並びに輸出入
- (10) ペットフード、ペット用品の販売並びに輸出入
- (11) 自動車用品、自動車部品、自動車関連機器の販売並びに輸出入
- (12) 貨物利用運送事業
- (13) 運送取次事業
- (14) 利用航空運送事業
- (15) 貨物、荷物の取次代行業務
- (16) 海運仲立業
- (17) 輸出入代行事業
- (18) 通関業
- (19) 倉庫業
- (20) 航空運送代理店業
- (21) 損害保険代理店業
- (22) 経営コンサルタント業
- (23) 生命保険の募集に関する業務
- (24) 上記各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

1. 当会社の公告方法は、電子公告とする。
2. 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は53,856,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第9条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集する。
2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。

第14条（株主総会資料の電子提供）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までには会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交

付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 20 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 30 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 当会社は、会社法第 3 2 9 条第 3 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 32 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第 33 条（常勤監査役）

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 35 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 38 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第 39 条（監査役の責任免除）

1. 会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 23 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 会社は、監査役との間で、会社法第 4 27 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人

第 40 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 41 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時

株主総会において再任されたものとみなす。

第42条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第43条（会計監査人の責任限定）

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計 算

第44条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第45条（期末配当及び基準日）

当社は、毎年2月末日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。

第46条（中間配当及び基準日）

当社は、毎年8月末日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。

第47条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までに開催する株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。